

第 3 編  
基本計画

---



## 第1 緑の将来像

### 1 基本理念

遠くに見える山々、まちにある木々、道や河原の草木や花々、身近にある公園など、都市にある緑は、人にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境問題の改善に資する身近で貴重な自然です。

また、本市が有する、桜舞う千秋公園や紅に染まる太平山をはじめとする四季折々の美しい自然は、次世代に継承すべき市民の財産ともいえます。

本市の緑は、うるおいのある良好な生活環境の創出、防災性の向上、生物多様性の確保など、多様な機能により、市民にとって、レクリエーション活動等を通じた地域交流・世代間交流の場、子供の健全な心身育成のための場、まちづくり活動への参画・実践の場となっており、心の豊かさを実感できる暮らしに寄与しています。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化から、本市の魅力をより高め、持続可能な都市へと再構築するため、これまでの緑の量の確保といった視野に加え、公園をはじめとする既存の緑の多機能性を、都市のため、地域のため、市民のため、緑をより活かすことに視野を広げて取り組んでいく必要があります。

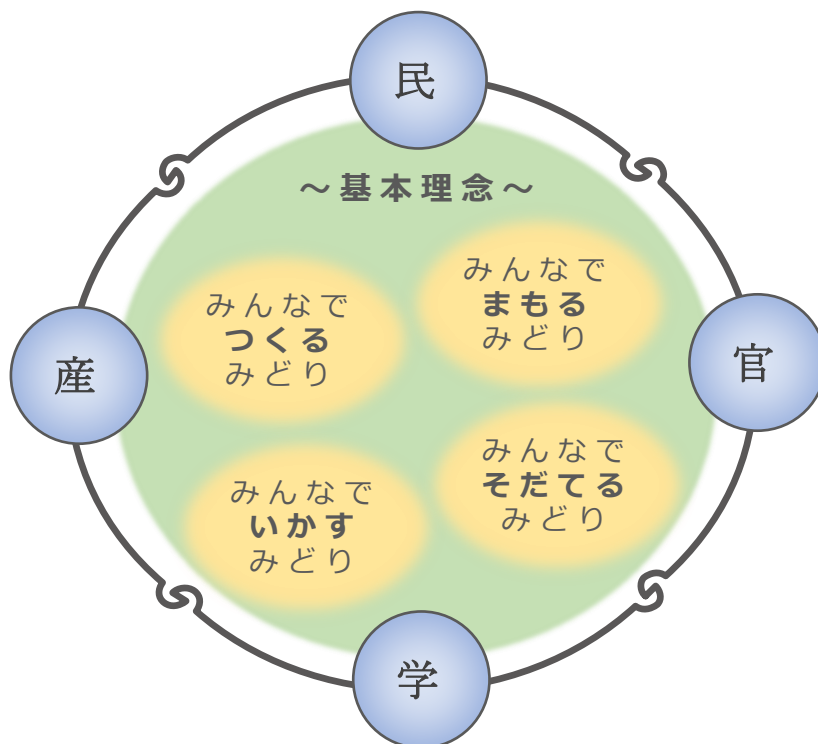
このことから、市民や事業者等の多様な主体が関わり合いながら、これまでの「守る」「つくる」「育てる」の3つのみどりの視点に、「活かす」を追加し、「みんなでまもるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでそだてるみどり」「みんなでいかすみどり」の4つのみどりを基本理念として掲げます。

これまでは・・・量 の充足

- ・ 市街地拡大に合わせた公園・緑地の量の整備・確保

これからは・・・質 の向上

- ・ 持続可能でコンパクトな都市づくりに寄与する  
公園・緑地の魅力創造
- ・ 多様なライフスタイルやニーズに対応した  
公園・緑地の再生・活性化



多様な主体の参画・連携による  
緑地の保全や緑化の推進により実現



### ■ みんなで まもる みどり

本市には、美しい原風景として広がる緑、温室効果ガスの吸収源や多様な生物の生息・成育の場としての役割を担う緑、秋田城址をはじめとする各種文化財と一体となって風土・風格を備えた緑など、多様な機能を備えた緑が分布しており、貴重な資源として保全していく必要があります。

そのため、貴重な緑を良好な状態で次の世代へと継承していくことを目指し、市民や行政等の多様な主体が一体となって適切な保全を進めていきます。

### ■ みんなで つくる みどり

緑の創出は、人口減少・高齢化の進行や厳しい財政制約の高まり等に対応し、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成と整合した、「選択と集中」の考え方を踏まえて取り組んでいく必要があります。

そのため、引き続き身近な公園の整備を進める一方、長期未着手となっている都市計画公園・緑地等を対象とした適切な見直しを進めていきます。なお、公園等の整備に当たっては、市民参画による整備を推進していきます。

また、身近な緑の創出による良好な生活・居住環境の形成に向け、市民との協働による民有地や空き地の緑化等を促進していきます。

## ■ みんなで そだてる みどり

人口減少や高齢化の影響等により、緑の担い手不足が懸念されるなか、良好な緑の「保全」「創出」「活用」の実現には、市民や事業者等の多様な主体との協働によって取組んでいく必要があります。

そのため、緑の重要性や役割の再認識と、緑の担い手を育て・増やしていくことを目指し、緑に関する情報提供の推進、緑の活動に対する支援制度の充実等を進めていきます。

## ■ みんなで いかす みどり

本市の緑は、一人当たりの公園面積が全国平均を大きく上回るなど、一定の量が確保されているといえ、今後は、多様化するライフスタイルやニーズに対応しながら、さらなる既存ストックの活用に向けて取組んでいく必要があります。

そのため、多世代の交流の場や賑わい空間等として、より活用される緑を目指し、エイジフレンドリーシティ<sup>※</sup>の実現や、子育て支援の充実、緑の教育の場としての活用や、多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）の誘発など、多様な観点で機能を高め、緑の再生・活性化を進めていきます。

---

### ※ エイジフレンドリーシティ

⇒「高齢者にやさしい都市」という意味で、世界的な高齢化に対応するため、WHO（世界保健機関）のプロジェクトにおいて提唱された。秋田市は高齢者が社会のさまざまな場面でその役割を発揮できるよう、交通機関の整備、社会参加や雇用機会の創出等により、エイジフレンドリーシティの実現を目指している。

## 2 緑の将来像

### (1) 緑の将来像

本市は、太平山や雄物川等の豊かな自然、市街地周辺に広がる農林地、千秋公園をはじめとする公園等の多彩な緑を有しています。

また、本市では、人口減少社会等への対応のため、都市の経済的な発展の継続と生活の質を維持する持続可能な都市を目指し、多核集約型によるコンパクトな市街地形成を進めているところであり、本市の多彩な緑が持つ、多機能性を最大限に引き出すことで、市民の心にうるおいを与え、より魅力ある住みよいまちづくりを推進することが求められています。

本計画では、目指すべき緑の将来像を「多彩な緑をみんなでつなぐ心うるおう住みよい都市」とし、市民とともに緑を守り、緑をつくり、緑を育て、緑を活かし、みんなで緑を次の世代に繋いでいくことで、心うるおう住みよい都市を目指します。



緑に囲まれた市街地

## 多彩な緑をみんなでつなぐ 心うるおう住みよい都市

市民とともにみどりを守り、みどりをつくり、  
みどりを育て、みどりを活かし、みんなでみどりを  
次の世代につないでいき、心うるおう住みよい都市を  
目指します。

緑の将来像の実現に向け、4つの基本理念に基づく基本方針を次のとおり定めます。

基本理念	基本方針
みんなであ <b>まもる</b> みどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地、農地など、自然の緑を保全します</li> <li>・公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます</li> </ul>
みんなであ <b>つくる</b> みどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の拠点づくりを進めます</li> <li>・水と緑のネットワークづくりを進めます</li> <li>・緑豊かな生活環境づくりを進めます</li> </ul>
みんなであ <b>そだてる</b> みどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のパートナーづくりを進めます</li> <li>・緑への“気づき”づくりを進めます</li> </ul>
みんなであ <b>いかす</b> みどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます</li> <li>・多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます</li> <li>・緑と親しめる場の創出を進めます</li> </ul>



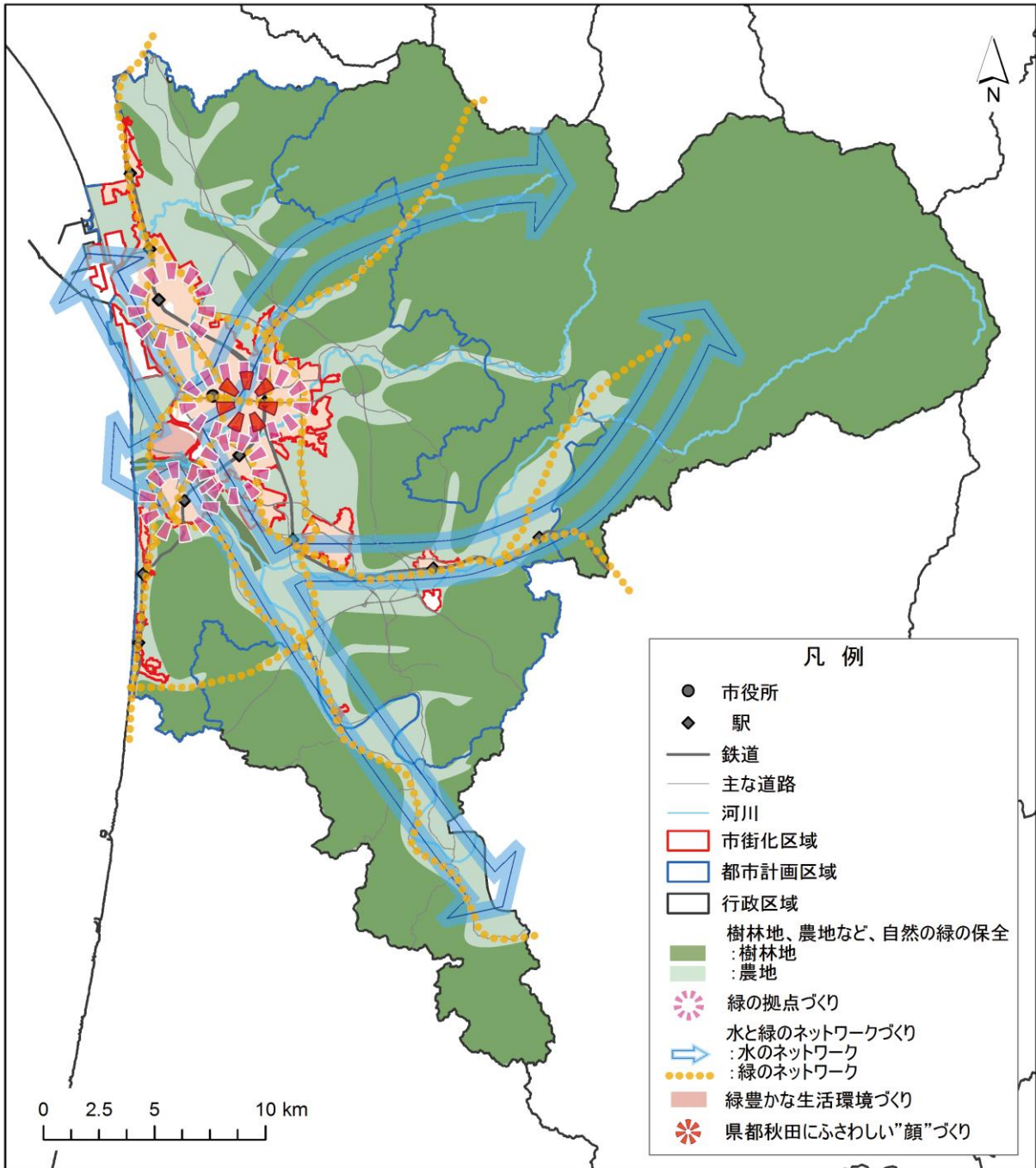


図 1 - 1 緑の将来像図

## (2) 基本方針および重点テーマ

緑の将来像の実現に向けて、基本理念毎に基本方針と重点テーマを次のとおり設定します。

なお、重点テーマは、緑の将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組むべきテーマとして、積極的な推進を図ります。

### 「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る基本方針等

#### ■ 樹林地、農地など、自然の緑を保全します

本市は、太平山一帯の山々、高尾山周辺の山々等の樹林帯に囲まれ、市街地との間には、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を担っています。また、屋敷林や社寺林等の樹林・樹木、公園や民有緑地等の都市緑地、住宅街の生垣や庭木など、市街地にある身近な緑は、うるおいのある良好な生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

さらに、それらの緑は、生物多様性の向上や地球温暖化対策等に寄与し、その期待も近年一層高まっていることから、適切な保全が求められています。また、日本海沿岸の松林等を中心とした森林病虫害等の防除など、地域の緑の適切な手入れによる、保全と再生に向けた活動が必要です。

このため、地域の緑は、風致地区等の緑地保全制度を活用するほか、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動により、生態系に配慮した保全を進めていきます。



太平山の緑



保存樹（寺子屋のえのき）

**■ 公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます**

本市の所有する公園施設のうち、高度経済成長期に集中的に整備された施設は、一斉に老朽化が進行していることから、安全性の低下が懸念されるほか、維持管理費や更新経費の増加が見込まれています。

このため、公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化に向けて、秋田市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や更新等を実施します。また、除草・美化活動等の日常管理や安全確保に向けた見守り体制の確保に関しては、公園愛護協力会をはじめとする市民との連携による実施を推進します。



身近な公園（御休下第二街区公園）

**～ “みんなでまもるみどり” の重点テーマ ～****【重点テーマ】 緑地保全制度を活用した適切な保全を推進します**

- ・樹林帯や田園地帯、都市において自然的な要素に富んだ緑地等は、風致地区等の緑地保全制度を活用し、生物多様性にも配慮した適切な保全を推進します。



**「基本理念②：みんなで作るみどり」に係る基本方針等****■ 緑の拠点づくりを進めます**

本市には、千秋公園や大森山公園、太平山リゾート公園など、多くの都市公園等が整備されています。また、街区公園等身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしにうるおいや余暇の場を提供するだけでなく、地域交流の場やまちづくり活動への参画・実践の場としてなど、都市のため、地域のため、市民のために多様な役割を發揮しています。

しかしながら、市街地の一部には、気軽に歩いていける距離に公園が不足している地域も見られ、また、都市計画決定されながら長期に整備未着手となっている公園・緑地等が存在します。

このため、公園の不足地域を中心に身近な公園の整備を進めるほか、コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方を踏まえ、長期未着手の都市計画公園・緑地等の、適切な見直し等を進めていきます。なお、公園等の整備に当たっては、地域住民の意見を聞きながら、市民との協働による整備を推進します。

そのほか、緑化重点地区においては、公園整備や市民緑地認定制度の活用促進等により、重点的に都市緑化を推進します。



レクリエーションの拠点となる公園（太平山リゾート公園）



### ■ 水と緑のネットワークづくりを進めます

本市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川等の多くの川、緑化された道路等により、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。これらの緑は市民にとって、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーション機能や防災機能など、重要な役割を担っています。さらに、鳥や昆虫等の生き物にとって、健全な生態系を維持・形成するための重要な役割も担っています。

このため、今後とも河川や森林、道路の街路樹や民有地等を活かし、エコロジカルネットワーク※の観点から踏まえた、水や緑のネットワークの形成を目指します。



中心部の歩行空間における緑  
(山王官公庁緑地)

### ■ 緑豊かな生活環境づくりを進めます

緑は、生活環境にうるおいやすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点等災害から市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象を緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割等も期待されています。

住宅地の緑は、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っているといえます。

このため、公共公益施設や公共用地における緑化の推進とともに、緑化重点地区における市民緑地認定制度の活用促進など、市民・事業者等との協働により、建物用地や未利用地等の民有地の緑化等を促進することにより、身近な緑の創出による豊かな生活環境の形成を推進します。

#### ※ エコロジカルネットワーク

⇒主に野生生物が生息・成育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのこと。



秋田市役所における緑

～ “みんなでつくるみどり” の重点テーマ ～

【重点テーマ①】

**暮らしに身近な公園を配置することを目指した**

**都市公園の整備を推進します**

- ・ 気軽に歩いていける身近な公園が不足している地域を中心に、事業効果等を勘案しながら、都市公園の整備を推進します。

【重点テーマ②】

**長期未着手の都市計画公園等の見直しを推進します**

- ・ 長期未着手となっている都市計画公園・緑地等について、基本的な考え方や手順を示すガイドラインを策定するなど、見直しを進めます。

**「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る基本方針等****■ 緑のパートナーづくりを進めます**

本市では、身近な公園の維持管理のための公園愛護協力会の活動や、市民による緑化を支援するための活動支援基金の活用等により、市民や事業者等の主体が緑のパートナーとして関わっています。地域における良好な緑を「つくる」「まもる」「いかす」ために、市民や事業者の主体的な活動とそれらの活動を支える仕組みづくりのさらなる充実が求められています。

このため、市民や事業者等の多様な主体との協働による緑のまちづくりの促進に向けて、緑や公園等に関わる市民団体の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を推進します。また、多くの団体間の交流を通じたネットワークづくりを推進することにより、多様な主体の緑に対する積極的な関わりを促進します。



市役所植栽の様子

**■ 緑への“気づき”づくりを進めます**

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうことが必要であり、そのための第一歩として“気づき”が重要となります。また、緑を育て、守るための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さを感じ、緑を通して楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出、活動団体に関する情報提供の推進等により、“気づき”づくりを推進します。





子供自然体験の様子

～ “みんなでそだてるみどり” の重点テーマ ～

**【重点テーマ】 多様な主体との協働を促進します**

- ・緑のもつ多機能性を最大限発揮するためには、市民や事業者等の多様な主体が連携して緑の利活用を推進していくことが重要であることから、市民が主体となって行う活動への支援、技術提供の充実など、多様な主体の参画を促進する取組を推進します。

**「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る基本方針等****■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます**

本市では、秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）における中心市街地活性化の基本コンセプトを『千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）』と設定し、中心市街地を本市の“顔”として、また、秋田広域都市圏の発展を牽引する中心拠点として、その再生・活性化を図っています。

このことから、中心市街地における緑の拠点・歴史的象徴である千秋公園について、平成30年3月に改定した千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで育まれた魅力（財産）を活かすことで、憩いとにぎわい空間を再生し、千秋公園を中心とした県都秋田にふさわしい“顔”づくりを推進します。

また、ヒートアイランド対策や緑化による魅力アップ等を目的に、市民や事業者等の多様な主体による民有地や民間建物での緑化活動を促進します。



千秋公園大手門の堀



観桜会でにぎわう千秋公園

### ■ 多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます

市民のライフスタイルやニーズの多様化により、都市公園は、市民や事業者等の多様な主体に使われる緑を目指すとともに、地域特性に対応し、都市公園の持つ多機能性を最大限に発揮させることが求められます。

このため、広域的なレクリエーションの場である大規模公園のそれぞれの特性を活かした利活用、都市公園の、幅広い世代が安心・安全に利用できるような施設への再整備や災害時に役立つ利活用など、多様な視点からストック効果を高める取組を推進していきます。また、都市公園のさらなる魅力向上のため、整備・運営については、従来の管理運営の形にとらわれず、指定管理者制度や Park-PFI<sup>※</sup>など、「民」の活力を踏まえた官民連携の方針を検討します。

### ■ 緑と親しめる場の創出を進めます

近年のニーズの多様化に伴い、次世代を担う子供たちをはじめとし、市民が自然とふれあう場の創出や、緑を介した地域コミュニティの醸成・交流機会の創出等が求められています。

このため、公共用地では、水辺・樹林地のレクリエーションの場としての活用や農業体験の場（市民農園）としての活用などにより、緑と親しめる場の創出を進めます。また、公共公益施設や街路樹等の緑については、散策やサイクリングコースとしての活用など、日常から親しめる緑としての活用を推進します。民有地では、樹林地の市民緑地契約制度の活用促進等により、市民が緑とふれあえる場としての活用を促進します。

---

#### ※ Park-PFI

⇒平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。



段差のない公園（市場西第三街区公園）

## ～ “みんなでいかすみどり” の重点テーマ ～

**【重点テーマ】 大規模公園の活用を推進します**

- ・大規模公園を対象に、福祉、観光といった多様な分野とのハード面、ソフト面の連携を強化するとともに、個々の特性を活かした整備により、安全・安心・快適で、魅力ある既存ストックの活用を推進します。
- ・千秋公園については、千秋公園再整備基本計画に基づき、これまで育まれた千秋公園の魅力（財産）を活かすことにより、憩いと賑わい空間の再生を推進します。また、これまで継承してきた歴史とまちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。



### (3) 緑の目標水準

#### ◆ 目標水準の考え方

緑の目標水準は、緑の将来像の実現に向け、一定の目標を定めることにより、本計画に定める施策の計画的かつ効率的な実施を図るため設定するものです。

本計画は、基本理念である4つのみどりに基づく、基本方針や重点テーマに即した施策を実施することにより、緑の将来像である「多彩な緑をみんなでつなぐ 心うるおう住みよい都市」の実現を目指すことから、目標水準の設定に当たっては、基本理念毎に、特に重点テーマの成果指標となる項目について、次のとおり設定します。



## ■ みんなでまもるみどり

### 【目標水準】都市計画区域の緑地率

都市計画区域の緑地率は、国による土地利用状況調査によると、近年、山林や農地等の自然的土地利用を中心として減少傾向にあります。（平成21年度から平成26年度で約0.1%減少）

このことから、緑地保全制度の活用や市民との協働による緑の整備により、都市計画区域全体として、現状以上の緑地率確保を目指します。

#### ◇算出方法

都市計画区域の緑地率

= 都市計画区域内の緑地面積 / 都市計画区域面積

都市計画区域の緑地面積

: 都市計画基礎調査の土地利用現況調査

のうち、自然的土地利用（田、畑、山林、水面等）および公共空地（公園・緑地、広場、運動場、墓園）の合計面積

表1-1 都市計画区域の緑地率の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
75.9% (31,459.7ha/41,437ha)	現状以上	現状以上

## ■ みんなでつくるみどり

### 【目標水準】市街化区域で都市公園へ気軽に歩いていける地域の割合

本市は、一人当たりの公園面積が全国平均を大きく上回る一方で、市街化区域の一部においても、気軽に歩いていける距離に公園が不足している地域が存在します。

このことから、公園の不足地域を中心に公園の整備を進めることにより、市街化区域内で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合の増加を目指します。

#### ◇算出方法

市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域（都市公園から半径300m圏域内）の割合  
 = 市街化区域内で都市公園に  
 気軽に歩いていける地域の面積 / 市街化区域面積

表 1 - 2 市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
44.1% (3,351ha/7,602ha)	46%	47%

## ■ みんなでそだてるみどり

### 【目標水準】公園愛護協会の結成公園割合

公園愛護協会は、さらなる人口減少や高齢化により、活動の継続や新たな結成が困難になることが想定されます。

このことから、公園愛護協会に関するPR活動や講習会等の技術支援等を行うことにより、現在のペースを維持しながら、公園愛護協会の結成公園割合の増加を目指します。

#### ◇算出方法

$$\begin{aligned} & \text{公園愛護協会の結成公園割合} \\ & = \text{公園愛護協会が結成されている公園数} / \text{公園総数} \end{aligned}$$

表1-3 公園愛護協会の結成公園割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
63.9% (431/675公園)	72%	78%

## ■ みんなでいかすみどり

### 【目標水準①】行事やイベント等による公園活用件数

公園内で催し物等を行う場合に必要となる公園内行為許可の許可件数は、約半数が総合公園によるものとなっております。

このことから、大規模公園を中心に魅力向上に向けた整備等を行うことにより、さらなる活用を促進することで、公園活用件数の増加を目指します。

#### ◇算出方法

$$\text{行事やイベント等による公園活用件数} = \text{公園内行為許可件数}$$

表1-4 行事やイベント等による公園活用件数の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
277件	320件	350件

## 【目標水準②】都市公園のバリアフリー化率

都市公園のバリアフリー化率は、現時点で約6割となっていますが、引き続き、高齢者など、誰もが利用しやすい公園づくりを進めていく必要があります。

このことから、都市公園のバリアフリー化整備を進めることで、本計画の目標年次である2040年において、市が管理するすべての都市公園のバリアフリー化を目指します。

### ◇算出方法

都市公園のバリアフリー化率

= 市が管理する都市公園のうちバリアフリー化整備された都市公園<sup>※</sup>数 / 市が管理する都市公園数

表1-5 都市公園のバリアフリー化率の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
64.6% (133/206公園)	85%	100%

### ※ バリアフリー化整備された都市公園

⇒以下のすべて、またはいずれかが施された状態の公園とします。

#### ◆園路および広場

都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設および特定公園施設（管理所、広場、便所など）までの一つ以上の経路が、高齢者や車いす利用者等に配慮されていること。

#### ◆車いす使用者用駐車施設

高齢者、車いす利用者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす使用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

#### ◆便所

便所のうち一つ以上が高齢者、障がい者、妊婦や小さな子供連れ等の利用に適した構造を有する便所であること、又は便所内に便房が設置されていること。





**「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る施策****～基本方針：樹林地、農地など、自然の緑を保全します～****■地域の貴重な緑の保全**

- 地域の貴重な緑である高清水や金照寺等の風致地区は、風致条例<sup>※</sup>の適切な運用により保全を進めます。
- 緑地協定制度や地区計画の活用により、緑豊かな住環境の形成を行ってきた御所野地区等では、制度の適切な運用により、市民と協働で良好な環境を保全します。
- 住宅地、商業集積地、工業集積地等の宅地造成の際は、開発許可制度に基づく適切な緑化の指導により、良好な都市環境を保全します。
- 歴史のある樹木、美観上優れた樹木等は、保存樹制度により適正な維持管理を促し、支援していくとともに、これまでの運用で生まれてきた同制度の課題を解決するため、現行制度の見直しも含めた検討を進めます。
- 地域の歴史的風土を形づくる緑である社寺林は、地域のシンボルとして保全に努めます。

**※ 風致条例**

⇒秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例。

## ■ 樹林地の保全

---

- 保安林や地域森林計画対象民有林の継続的な指定による、市街地周辺の良好な樹林地の保全に努めます。
- 良好な樹林地は、森林病虫害等の防除、適切な間伐の実施など、多様な主体との協働により、将来を見据えた適正な維持管理を行い、保全を図ります。
- 景観や生物多様性の保全において重要な里地里山は、市民や NPO、ボランティア団体等の多様な主体との協働による取組や、市民緑地契約制度の活用により保全します。

## ■ 農地の保全

---

- 秋田農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地の保全・確保に努めます。
- 耕作放棄地の発生抑制のため、「人・農地プラン」の作成による担い手への農地集積・集約化の促進や、新規就農者等の次世代農業者への育成支援を行い、農地の保全に努めます。

～基本方針：公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます～

## ■ 公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新

---

- 公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化のため、秋田市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園における公園施設の計画的な点検や更新を実施します。その他の公園緑地についても、施設の安全確保等に努めます。
- 公園の安全・安心で快適な利用のため、公園愛護協力会や町内会等との連携により、公園の除草・美化活動等の日常管理や安全確保に向けた見守り体制づくりを推進します。



**「基本理念②：みんなでつくるみどり」に係る施策****～基本方針：緑の拠点づくりを進めます～****■ 都市公園の整備**

- 千秋公園や八橋運動公園等の都市基幹となる公園は、整備拡充を推進します。
- コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方や地域住民のニーズを踏まえ、長期未着手となっている都市計画公園・緑地等について、基本的な考え方や手順を示すガイドラインを策定するなど、改めてその必要性や実現性等の検証を実施することにより、見直しを進めます。
- 暮らしに身近な公園として、街区公園や近隣公園、地区公園等は、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね 300m）に配置することを目指して、身近な公園の不足地域を中心に、都市公園の整備を推進します。
- 一定規模以上の児童遊園地を都市公園と位置づけ、身近な緑として整備を推進します。
- 公園の整備に際しては、現在の利用形態や公園愛護協力会での活動を踏まえたニーズなど、地域住民の意見を聴きながら、市民との協働による公園づくりに努めます。

### ■ その他の緑の拠点整備

---

- 駅前など、都市のシンボルとなる地区等の設定条件により定められた緑化重点地区は、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、重点的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。
- 緑化重点地区では、市民緑地認定制度の活用促進等により、都市緑化を推進します。
- 町内会等による、緑の拠点となる憩いの広場づくりなど、住みよい地域づくり活動について、「地域づくり交付金」等により支援を行います。

### ～基本方針：水と緑のネットワークづくりを進めます～

### ■ 水と緑のネットワークづくり

---

- 緑のネットワークの主軸となる主要道路の街路樹整備や、連続した水と緑の創造空間である河川緑地等の整備を促進します。
- 道路や河川等緑のネットワークの主軸の間に位置する、住宅地等の樹木や花壇等の創出について、緑のネットワークに寄与する点状の緑として、「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行います。
- 動植物の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、河川緑地や街路樹、緑道等の整備をすることにより、動植物の生息・成育環境の再生・創出を図るとともに、その適正な管理・活用を図ります。
- 太平山や雄物川等の広域的な緑は、隣接市町村等との連携により整備促進に取り組めます。

## ～基本方針：緑豊かな生活環境づくりを進めます～

## ■ 公共用地の緑化推進

- 公共公益施設は、緑が感じられる景観の創造や、まちなかにおける緑の確保など、緑による住みよいまちづくりの先導役として、率先して緑化の推進に取り組めます。
- 新たな公共施設整備の際は、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩ある風景の創出を促進します。

## ■ 緑豊かな住宅地の創出

- 緑化重点地区では、市民緑地認定制度等の活用を働きかけ、住宅地の未利用地等を活用した緑化の推進を誘導します。
- 住宅地等における市民発意による緑化の推進に向け、緑地協定制制度や地区計画の活用を促進します。
- 市民や事業者の発意による民有地内の緑化の推進に向け、緑のカーテンの普及活動や、花壇等に対する「緑のまちづくり活動支援基金」の適用による支援を行います。

**「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る施策****～基本方針：緑のパートナーづくりを進めます～****■ 緑のパートナー育成**

- 公園管理は、草刈りや清掃など、日常管理等の公園愛護協力会の活動が不可欠であり、今後も公園愛護協力会の結成の促進に努めるとともに、結成公園数を増やす取組を推進します。
- 緑づくりの主体となる企業や NPO、市民団体等に対して、みどり法人制度や市民緑地制度等の緑化活動の後押しとなる情報の提供をはじめとする育成支援により、民間主体による自発的な緑地の保全・整備を促進します。

**■ 緑のパートナー支援体制の整備**

- 緑のパートナーである町内会等の市民団体による自発的な緑化活動について「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行うとともに、これらの緑化活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 公園愛護協会や市民団体等の緑化活動において顕著な功績のあった団体等に対する表彰制度の創設や取組成果の紹介等を推進します。
- 公園愛護協力会での活動を想定した、草刈り機の操作や軽微な樹木剪定など、公園の維持管理に関する講習会を開催することにより、公園管理サポーターの育成を進めます。
- 緑に関わる団体間における人と人との交流、情報の交流、活動の拡大等を促進するために、団体間の交流のためのネットワークづくりを検討します。
- 「花と緑の相談所」の機能強化に向け、緑化イベントへの出張相談所等の実施を検討します。

## ～基本方針：緑への“気づき”づくりを進めます～

## ■ 緑化に関わる広報、PR 促進

- 緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識等、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報・PR活動を推進します。
- 企業による公園清掃等の社会貢献活動の実施状況について、ホームページ等で広報・情報提供することにより、企業による緑に関する社会貢献活動への積極的な参画を促進します。

## ■ 学習・体験活動を通じた“気づき”の推進

- 環境や景観教育に関する取組の推進に向けた市民向け講座や NPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。
- 小中学生等の子供を中心として、市民の自然や緑に対する興味や意識の向上、緑の大切さや豊かさへの気づきを育むため、緑に係る市民団体や学校教育との連携により、水辺環境や森林等を活用した自然学習や自然観察会等の実施を促進します。

## コラム：市民による緑づくりの活動や制度の紹介

秋田市では、市民による緑の保全や整備に係る様々な活動が行われているほか、活動を支援するための制度があります。

### 【取組①：『公園愛護協力会』による公園の日常管理】

- ☑ 地域の町内会等を中心に結成される公園愛護協力会では、公園や児童遊園地野の草刈り・清掃など、地域住民の安全で快適な公園等の利用に向けて活動しています。公園愛護協力会は、2017年時点で、約260団体が結成され、市内の公園等の約6割で活動が行われています。
- ☑ 秋田市では、ごみ袋の支給や活動に応じた報償金の交付等により、引き続き支援を行っていきます。

### 【取組②：『緑のまちづくり活動支援基金』による緑づくり】

- ☑ 秋田市では、市民自らの緑に係る提案・実践を促進するため、「緑のまちづくり活動支援基金」による支援を行っています。
- ☑ この基金は、申請・審査を経て、資金の助成を受けることができ、多くの市民団体・事業者が、緑や広場を増やす活動、保存樹の維持管理を行っています。



### 【取組③：『市民緑地制度』の活用による緑の保全や整備】

- ☑ 市民緑地制度は、民有地において、緑化や緑地の保全を図るための制度で、市民緑地契約制度と市民緑地認定制度があります。
- ☑ 市民緑地契約制度は、契約を受けると、民有地の緑を土地所有者に代わって市等が維持管理を行うとともに税制上の優遇措置等を受けることができる制度です。
- ☑ 市民緑地認定制度は、民間主体が、認定を受けた管理計画に基づき、空地等を緑地として保全・活用できる制度で、税制上の優遇措置や植栽やベンチ等の施設整備に対して補助を受けることができます。

**「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る施策****～基本方針：県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます～****■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくりの推進**

- 千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）に基づき、これまで継承してきた久保田城および千秋公園としての歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指します。
- 緑のネットワークによる回廊空間の形成に向け、秋田駅周辺の幹線道路について、緑化や緑の保全を推進します。
- 緑化重点地区に指定されている中心市街地では、公共施設用地のみならず、民有地を含め、街並み形成への寄与が大きい、道路に面する敷地や壁面等について、樹木・草花の植栽による緑化を促進するとともに、空地・未利用地等の市民緑地としての活用等を促進します。
- 秋田市の夏の風物詩として市民に親しまれている千秋公園のハスは、良好な生育に向けた適正な管理を行います。

## ～基本方針：多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます～

### ■ 都市公園の活用によるにぎわいづくり

- 多世代の交流の場として公園をより活用するため、誰でも安全で安心して利用できるように施設のバリアフリー化や利用用途に応じた整備を行うとともに、地域イベントの開催や花壇による緑化活動、公園愛護協力会による美化活動等を通じた、集い憩える空間づくりを促進します。
- 千秋公園や大森山公園等の大規模な公園<sup>※1</sup>は、歴史的・文化的・自然的資源など、個々の特性を活かしたパークマネジメントプラン<sup>※2</sup>に基づき、地域のシンボルや観光拠点となる都市公園（地域づくり拠点公園）として整備を進めることで、公園の魅力向上を目指します。

### ■ 災害時に役立つ公園づくり

- 避難場所に指定されている都市公園等の防災機能の強化を図るほか、町内会等による身近な公園での防災訓練の実施や防災用具庫の設置の促進など、災害時に役立つ公園づくりを推進します。
- 災害時の避難場所等の防災機能に加え、冬期の快適な暮らしの確保に向け、街区公園等の身近な公園を一次堆雪場として活用します。

#### ※1 大規模な公園

⇒総合公園（千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野公園）など

#### ※2 パークマネジメントプラン

⇒個々の公園の特性を踏まえ、魅力向上や利活用促進に向けた基本的な考え方（基本理念、基本方針等）やそれに基づいた取組の方針を定めたもの。本市には、千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）、大森山自然動物公園（仮称）整備構想（平成29年12月改訂）がある。



## ■ 活用に向けた官民連携の推進

- 市民や事業者等の意見を踏まえ、公園の活性化に関する取組を推進するため、公園活用協議会の設置について検討します。
- 公園のさらなる魅力向上に向けた整備・運営について、太平山リゾート公園をはじめとする大規模公園では指定管理者制度や Park-PFI 制度等の導入や活用により、「民」のノウハウや資金を活用した官民連携を推進します。

### ～基本方針：緑と親しめる場の創出を進めます～

## ■ 緑と親しめる場の創出

- 太平山県立自然公園の山開き登山紅葉ウォーク、スノーシュートレッキング体験等、子供から高齢者までの多様な市民を対象とし、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。
- 樹林地の市民緑地契約制度等により、民有地における自然学習・体験の場としての活用を促進します。
- 都市と農村の交流を推進し、農業の大切さ等を育むため、市民農園を含めた農地を、農業体験の場として活用します。
- 官公庁施設等の公共施設緑地は、緑空間の開放による休憩スペースとしての活用など、憩いの場としての活用を推進します。
- 街路樹の並木など、優れた緑景観を持つ道路等は、サイクリングコースや散策路としての活用を促進するため、モデルルートの設定や回遊ポイントの紹介等を推進します。
- 公園木や街路樹は樹形等の質の向上に配慮した整備管理を行うことにより、優れた景観の創出による新たな観点を踏まえた公園等の魅力向上に努めます。

## コラム：千秋公園の再整備の紹介

千秋公園は久保田城を中心として、設置以来120年以上にわたり、市民の憩いやにぎわいの空間として親しまれてきました。

平成30年3月に改定された千秋公園再整備基本計画は、千秋公園のもつ魅力（財産）をより活かす整備の推進により、市民の憩いの場として、また観光客も含むにぎわいの空間として、再生を目指すものです。

### 【主な再整備の方針①：緑や花と風景の再生による、新たな魅力の創出】

- ☑ サクラ、ツツジ、ハス等の四季折々の草花や緑の再生・適正管理により、魅力ある公園を目指します。
- ☑ 景観眺望点の整備等により、秋田市街を望む良好な眺望と、明るく開放的な空間を確保します。



### 【主な再整備の方針②：多様な目的への配慮、だれもが利用しやすい公園づくり】

- ☑ 駐車場の拡充や歩行者・車両の動線の見直し等により、多様な利用形態に配慮し、アクセス性・利便性の向上を図ります。
- ☑ 子供や親子連れが遊びやすい空間の充実や売店等の魅力向上、休憩施設等の改修や配置の見直しにより、だれもが利用しやすく、憩い、くつろげる公園を目指します。

### 【主な再整備の方針③：公民連携による公園の運営マネジメントの推進】



- ☑ 民間活力の活用による収益施設の導入検討や中心市街地との連携によるイベント開催の推進など、公園の魅力向上を図ります。

## 第3 緑化重点地区

### 1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、集中的に緑化事業を行い、緑のまちづくりを積極的に推進する地区です。

そのため緑化重点地区は、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせて、市民による民有地の緑化等により、官民協働で重点的に緑化の推進を図る地域を基本として設定します。

なお、地区の選定に当たっては、これまで指定してきた緑化重点地区の設定条件を継承し、設定します。

#### ■ 地区の設定条件

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など、都市のシンボルとなる地区
- 秋田市総合都市計画で位置づけられている「拠点」となる地区  
(秋田市総合都市計画に位置づけられる「都心・中心市街地」「地域中心」として、都市機能集積を進めていく地域)
- 緑が少ないまとまりのある住宅地  
(人口密度 40 人/ha 以上で、身近な公園が少ない地区、または質的低下がみられる公園が集積している地区)



## 2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定条件を踏まえ、次の4地区を位置づけます。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ① 秋田駅周辺地区 | ② 土崎・寺内地区 |
| ③ 新屋駅周辺地区 | ④ 檜山・牛島地区 |

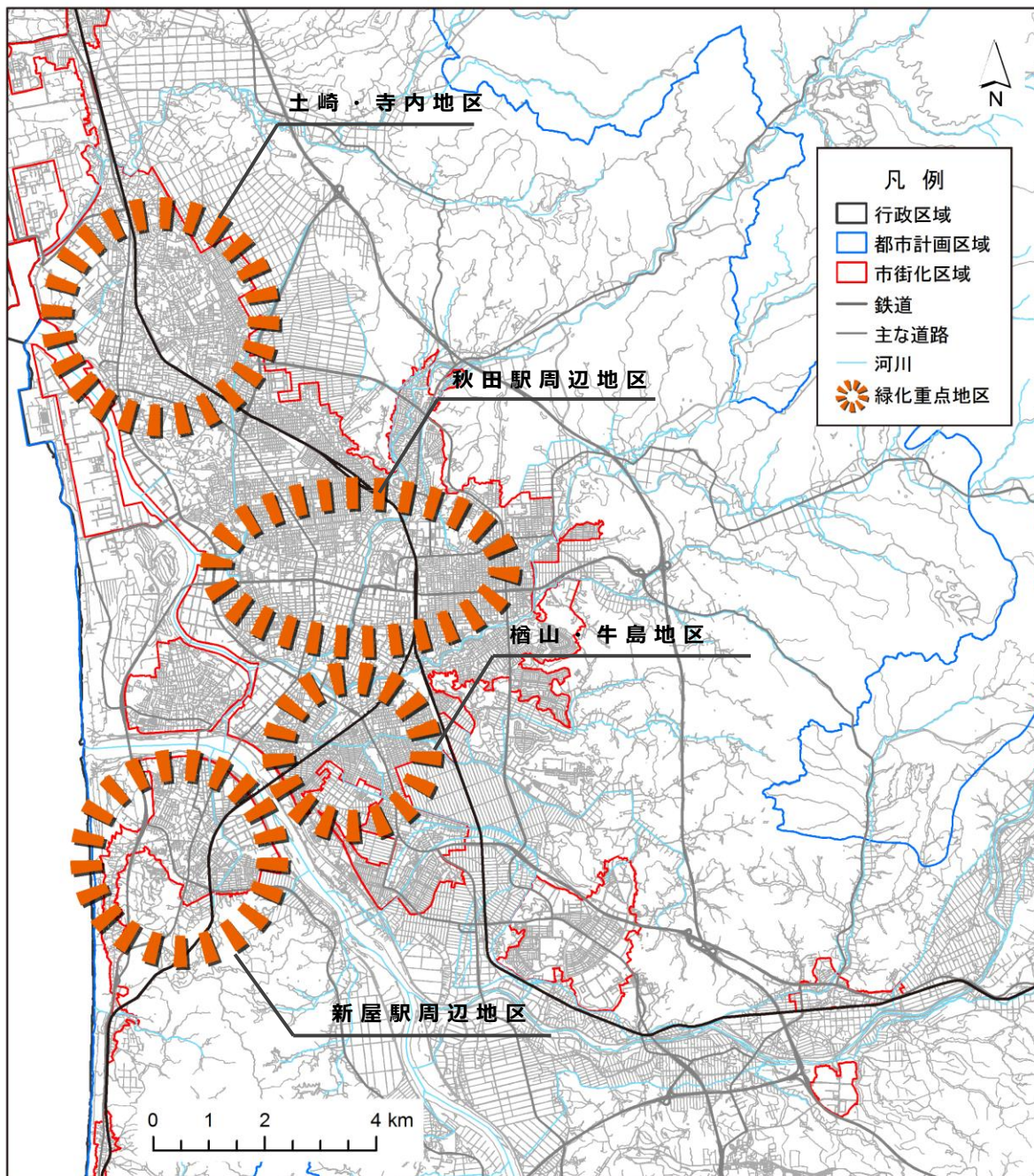


図 3 - 1 緑化重点地区の位置

### 3 緑化重点地区の範囲

#### ◆ 秋田駅周辺地区

本地区は、中心市街地や、城跡風致地区を含み、緑の拠点・歴史的象徴である千秋公園を中心とした、秋田市の“顔”となる地区であることから、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点の形成を目指します。

そのため、これまでに整備されてきた緑を継続して保全するとともに、市民との協働により、街並み形成への寄与が大きい道路に面した敷地や壁面の緑化、未利用地の活用を促進します。

#### ◆ 土崎・寺内地区

本地区は、西側に隣接する秋田港により港町として栄えてきた秋田市北部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、高清水風致地区や焼山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

#### ◆ 新屋駅周辺地区

本地区は、行政機能が集積する秋田市西部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、大森山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

#### ◆ 檜山・牛島地区

本地区は、中心市街地に隣接する主要な住宅地であることから、緑の維持・確保を目指します。

そのため、金照寺山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、住宅地内の緑化推進に向け、市民との協働による身近な緑づくりを促進します。



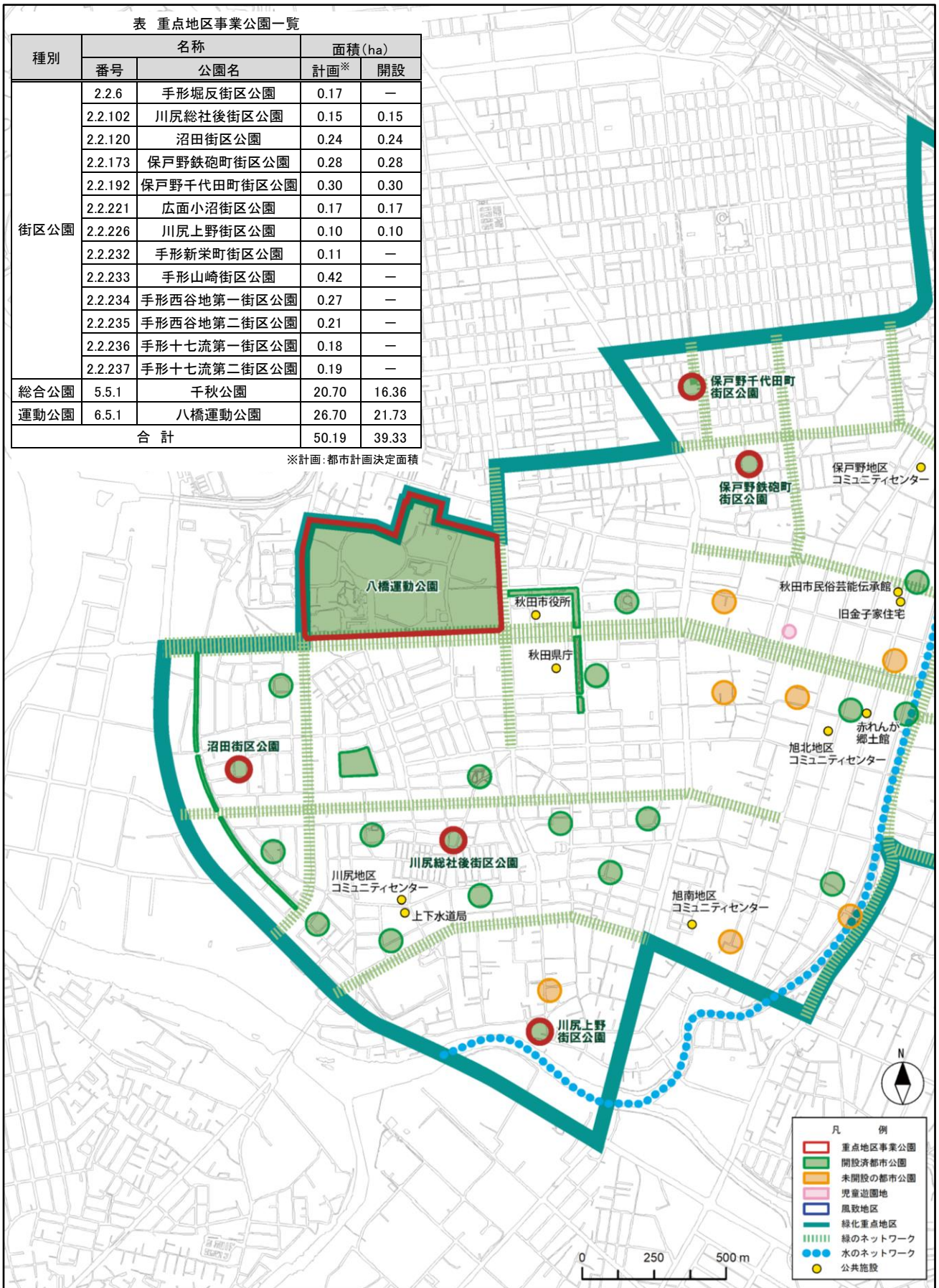


図 3 - 2 緑化重点地区（秋田駅周辺地区）の範囲

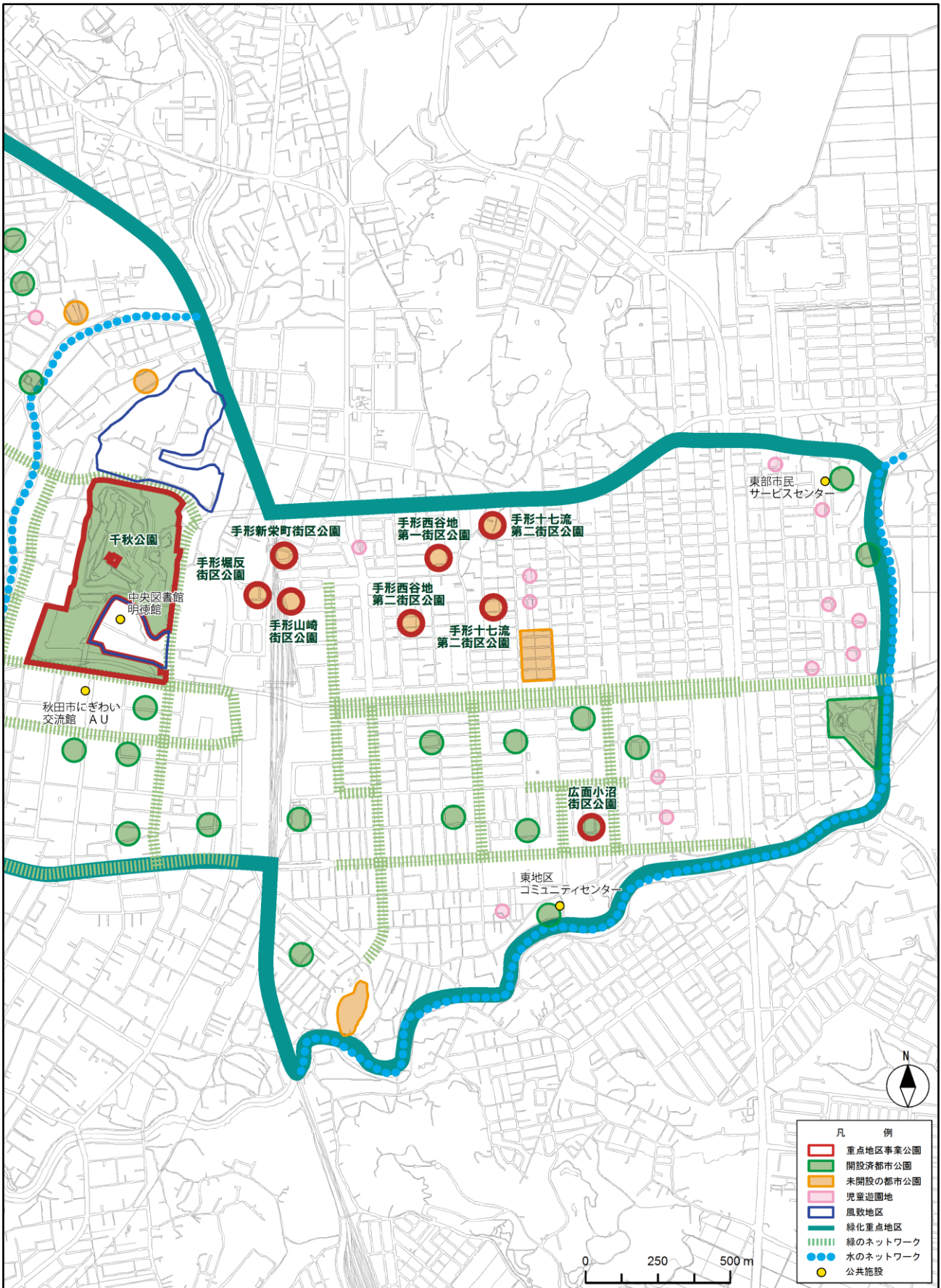


図 3 - 3 緑化重点地区（秋田駅周辺地区）の範囲



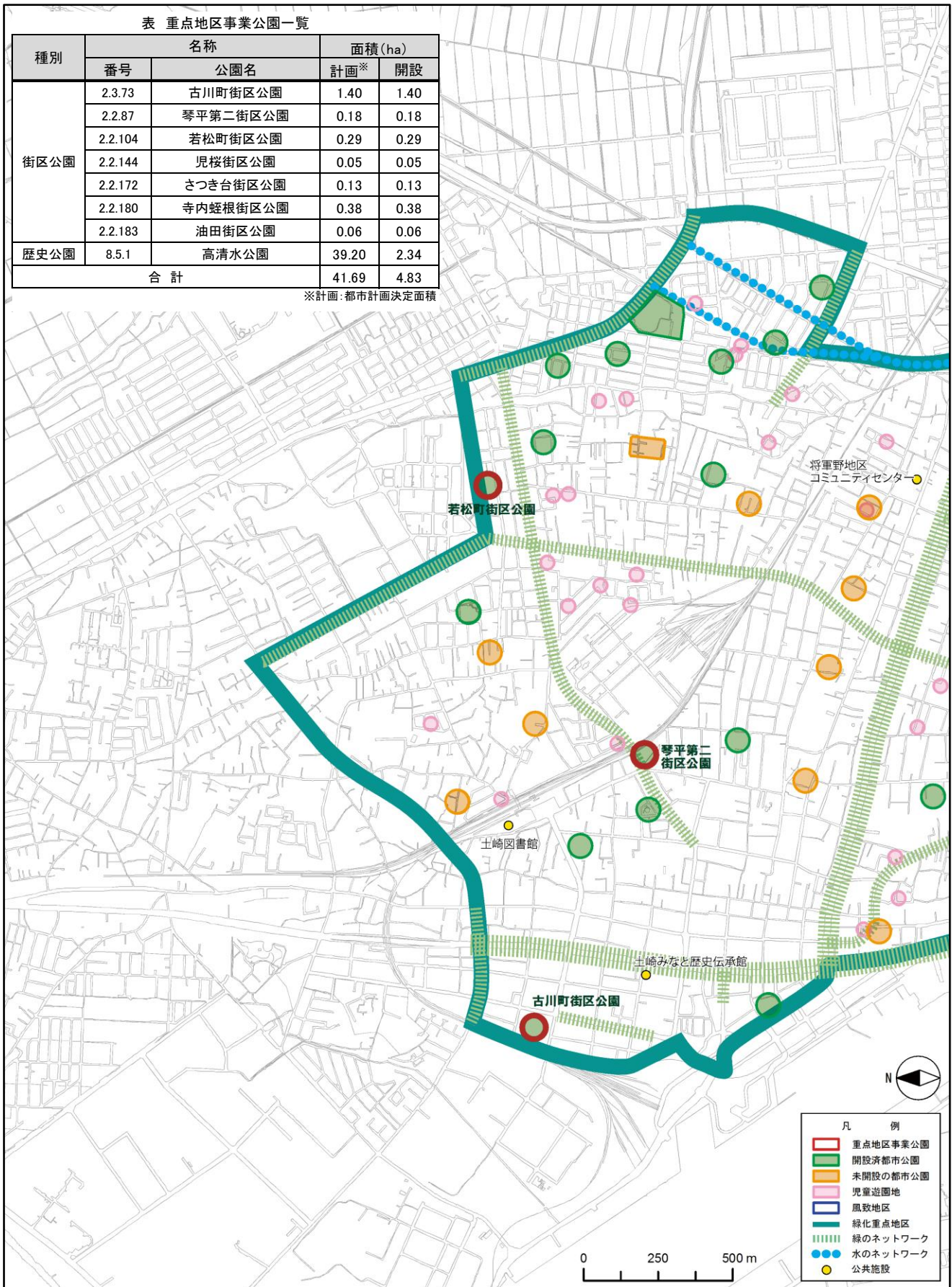


図 3 - 4 緑化重点地区（土崎・寺内地区）の範囲



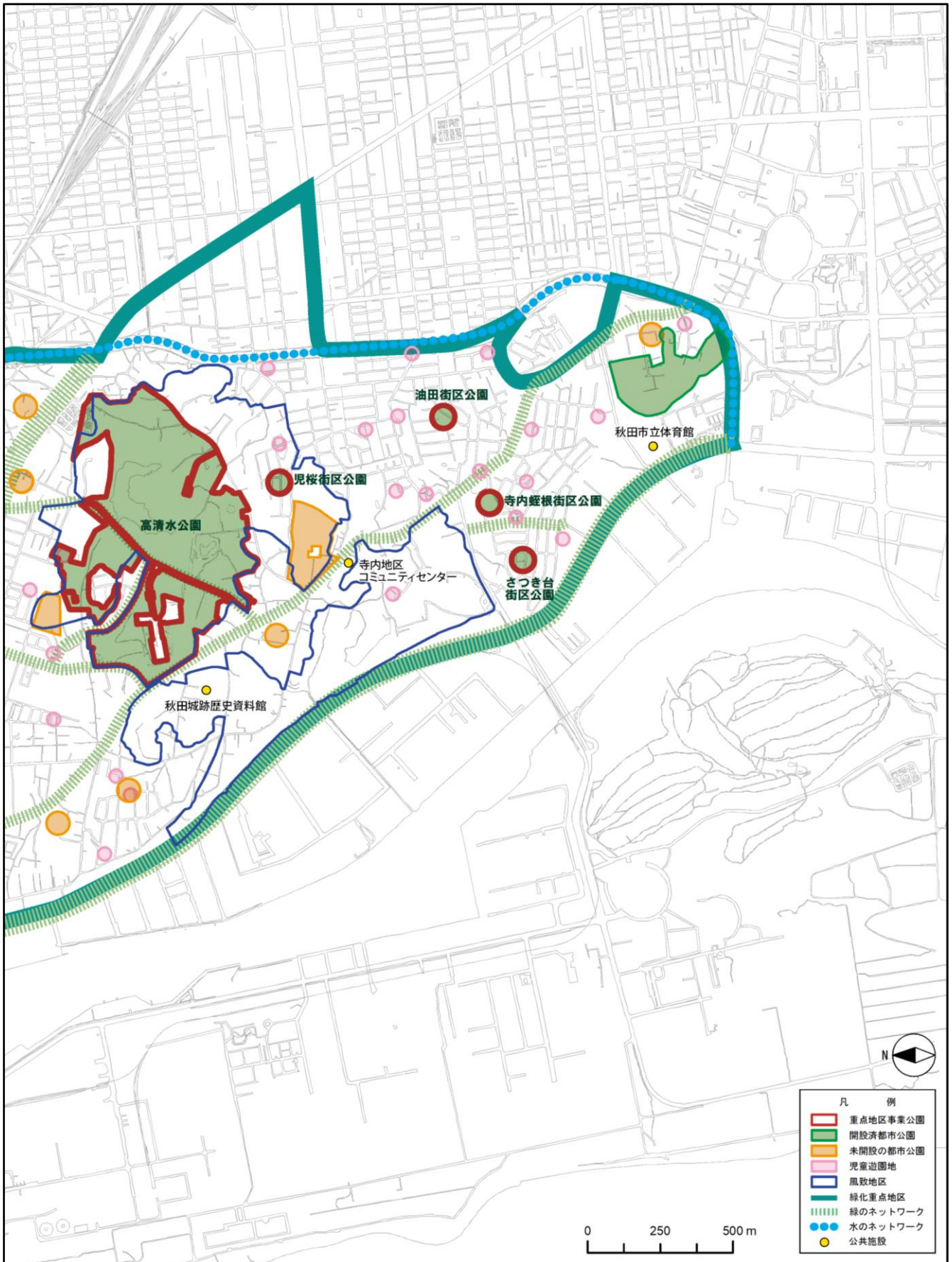


図3-5 緑化重点地区（土崎・寺内地区）の範囲

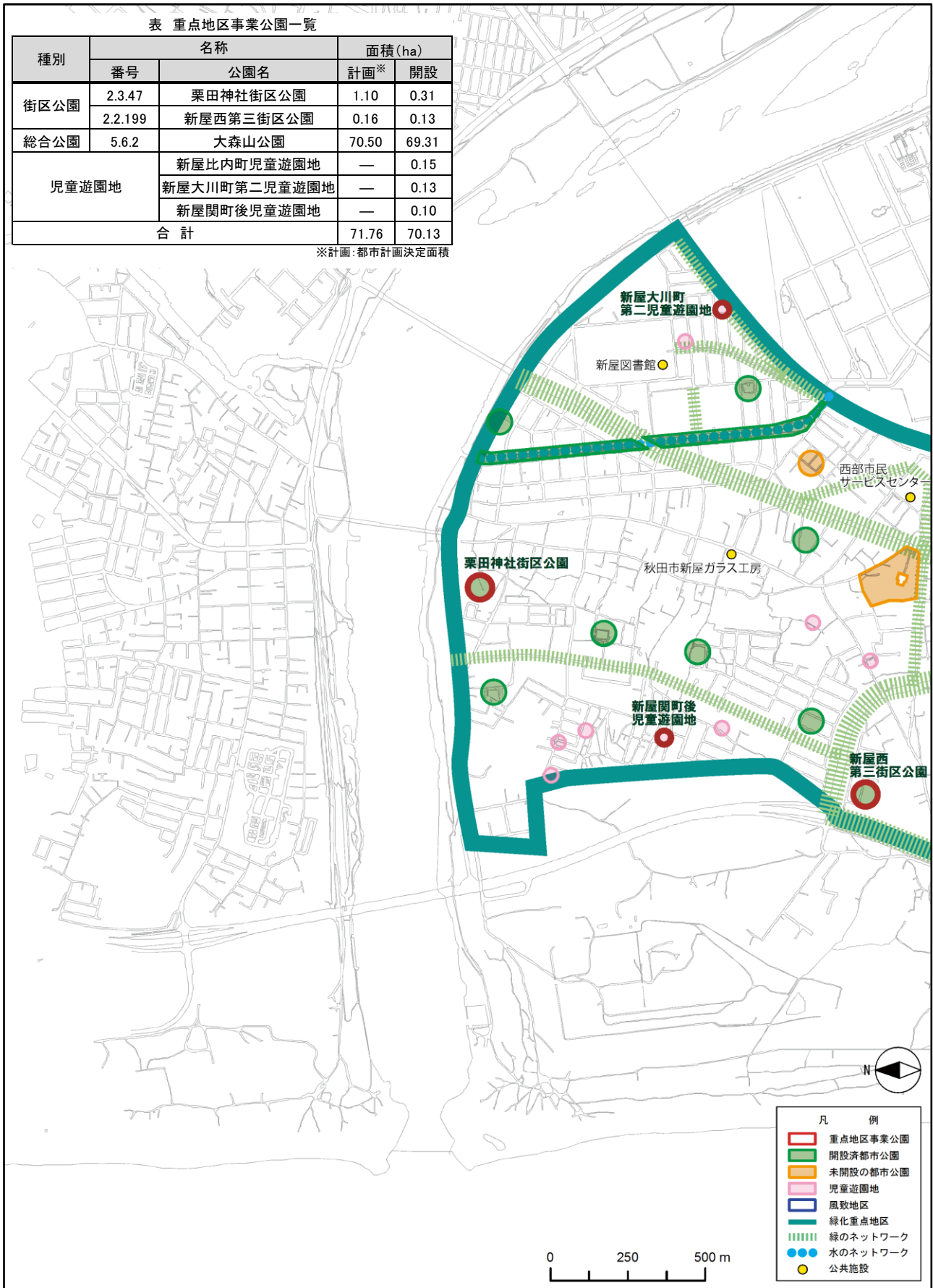


図 3 - 6 緑化重点地区（新屋駅周辺地区）の範囲



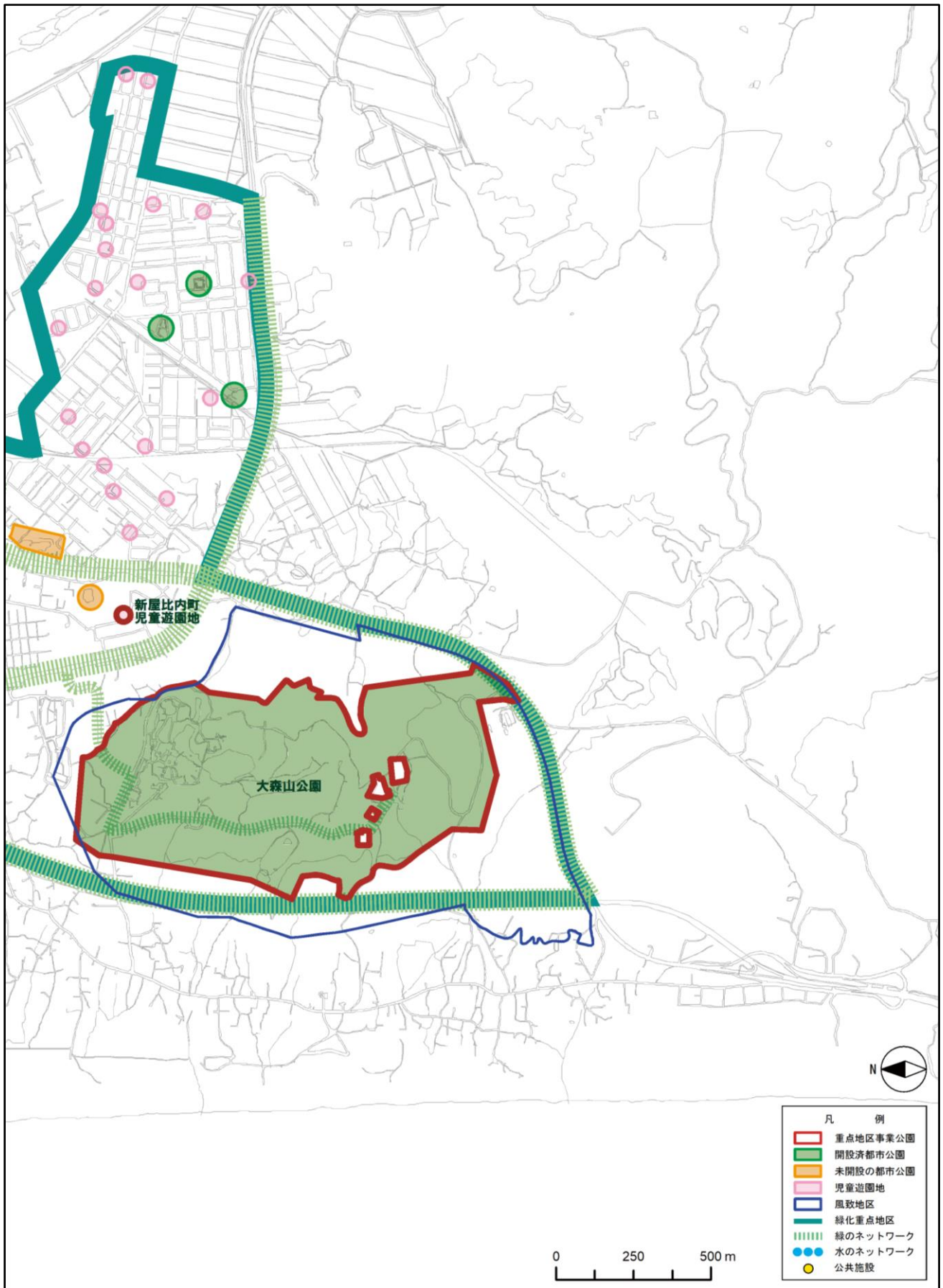


図 3 - 7 緑化重点地区（新屋駅周辺地区）の範囲

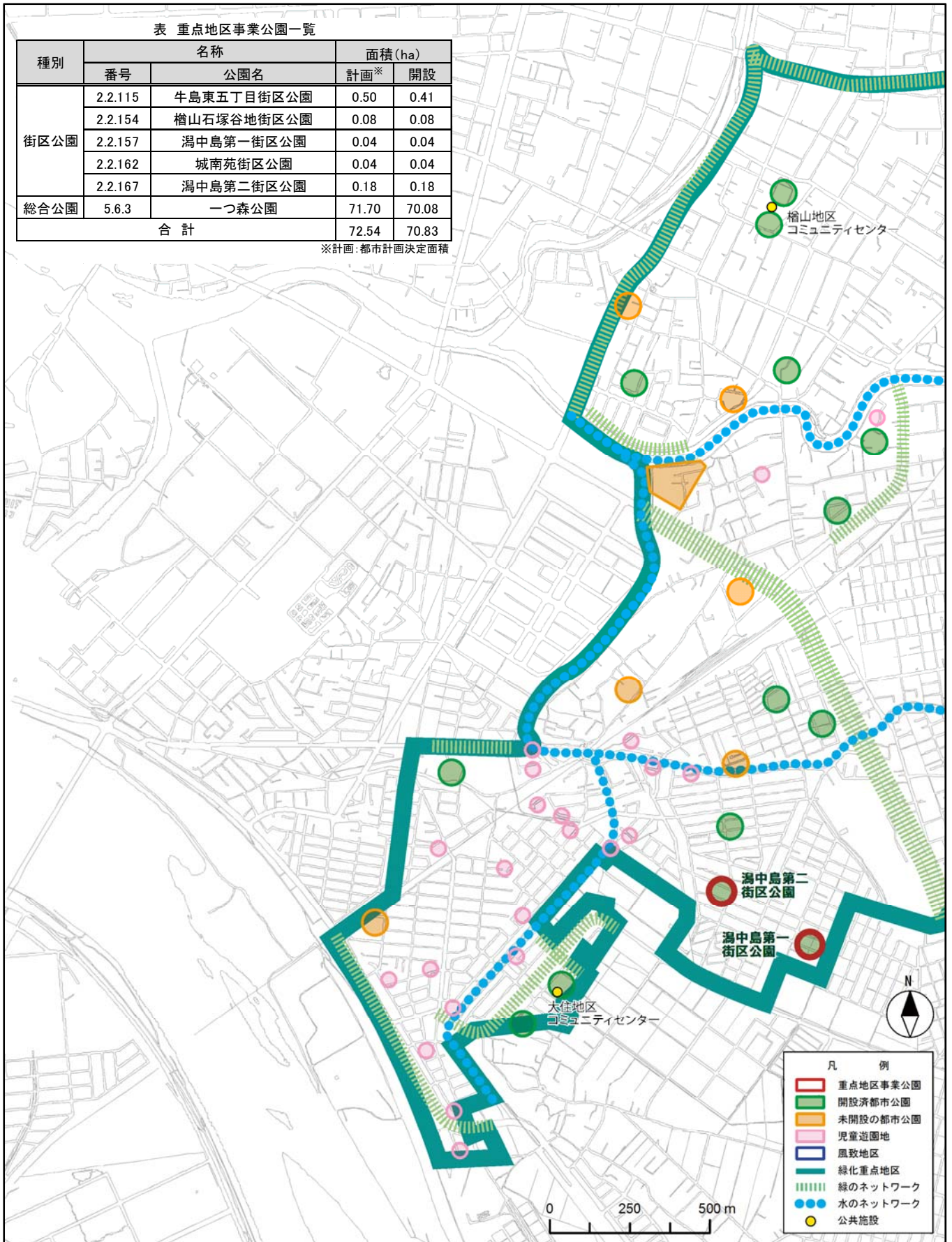


図 3 - 8 緑化重点地区（檜山・牛島地区）の範囲



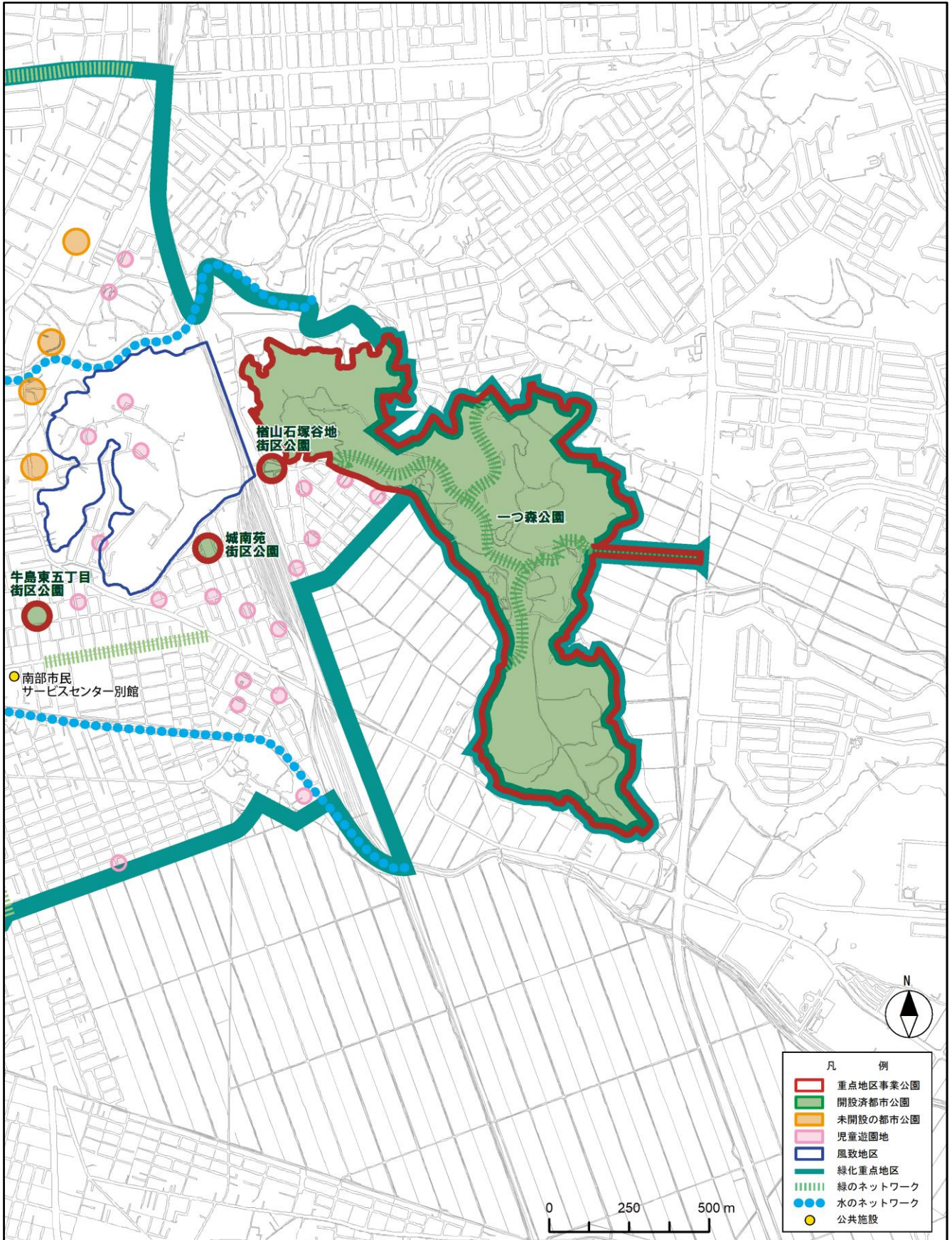


図3-9 緑化重点地区（榑山・牛島地区）の範囲

## 第4 計画の進行管理

### 1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、計画の更なる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった「PDCA サイクル」により行います。

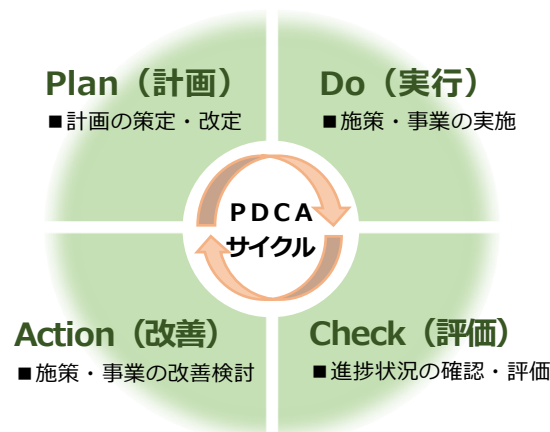


図 4 - 1 PDCA サイクルの概念図

### 2 計画の評価・見直し

評価・見直しは以下のとおり実施します。

#### ◆ 進捗確認・評価

策定から概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標水準の達成状況を確認し、評価を行います。

#### ◆ 計画の検証・見直し

本計画の目標年次は2040年ですが、中間目標年次である2030年には、計画の進捗状況や妥当性、社会情勢や法制度の変化等を踏まえ、全体的な計画内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。